

群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター  
利用要項

平成19.12.1 制定  
改正 平成20.2.15 平成24.4.1  
平成28.4.1 平成29.11.1  
平成30.4.1 令和2.4.1  
令和4.4.1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター内規第8条の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門機器分析センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用の目的)

第2 センターは、次の各号に掲げる業務のために利用することができる。

- (1) 教育及び研究上必要と認められる試料の分析
- (2) その他センター長が特に認めた業務

(利用の資格)

第3 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が特に認めた者

(利用の申請)

第4 センターの施設又は設備を利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出するものとする。

2 利用期間は、利用の開始日にかかわらず、当該年度を超えることはできない。

(利用の承認)

第5 センター長は、第4により提出のあった利用申請書について承認の可否の決定を行い、申請者にその旨を通知するものとする。なお、毒性や危険性を有する試料の分析や取扱いは認められないことがある。

(変更の届出)

第6 利用の承認を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、利用申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(機器使用料)

第7 センターが管理している機器（別表に掲げる機器）の利用者は、機器ごとに定められた使用料を負担するものとし、その使用料は別表のとおりとする。

(利用の報告)

第8 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求める

ことができる。

- 2 利用者は、センターを利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、センターを利用した旨を明記し、その論文等の写しをセンター長に提出しなければならない。

(異常時の措置)

- 第9 利用者は、操作中の機器に異常が認められたときは、直ちに当該機器の操作を中止し、センター職員にその旨を通報しなければならない。

(要項の遵守等)

- 第10 利用者は、この要項、学内諸規程及び別に定める利用上の注意事項を遵守しなければならない。

- 2 センター長は、利用者が前項の規定に違反し、又はセンターの運営に支障を与えるおそれがある場合は、利用の承認を取り消すことができる。

(損害の賠償)

- 第11 センター長は、利用者が故意又は重大な過失によりセンターの施設又は設備を損傷した場合は、その賠償を求めることができる。

(秘密の保持)

- 第12 利用者は、センターで知り得た秘密を他の者に漏らしてはならない。

(要項の改廃)

- 第13 この要項の改廃は、研究・産学連携推進機構高度研究推進・支援部門会議の議を経て、研究・産学連携推進機構長が行う。

附 則

この要項は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

機器名	料金(円)/時間	料金(円)/回	料金(円)/1試料	料金(円)/リットル	備考
粘弾性測定装置(DMS)	500				
超高感度示差走査熱量計(DSC-6100)	500				
高感度示差走査熱量計(DSC-6200)	500				
示差熱重量同時測定装置(TG-DTA)	500				
フーリエ変換顕微赤外分光光度計(FT-IR magna)	500				
走査型電子顕微鏡(SEM)	500				
エネルギー分散型X線分析装置(SEM-EDX)	500				
小型万能レオメーター	100				
紫外分光光度計(UV)	100				
電子スピン共鳴装置(ESR)	200				
質量分析装置(LC/MS/MS)	1,000				
自動X線回折装置	500				
電子線マイクロアナライザーシステム(EPMA)	1,000				
有機元素分析装置			1,400		・すずカプセル(500円/1試料) ・アルミニウムカプセル(200円/1試料) ・助燃剤(100円/1試料)
分子量測定装置(GPC)	500				
分光蛍光光度計	100				
走査型プローブ電子顕微鏡	500				
X線光電子分光分析装置	1,000				10時間まで適用。それ以上は一律10,000円。 1回の最大利用時間は24時間まで。
円2色性分散計	300				
核磁気共鳴装置(NMR) ECA600	1,200				9時から同日20時までの測定に適用。
核磁気共鳴装置(NMR) ECA600		3,600			20時から翌日9時までの測定に適用。
核磁気共鳴装置(NMR) ECS400	680				
核磁気共鳴装置(NMR) AVANCE III	1,200				12時間まで適用。それ以上は一律14,400円。
粒子径・粒度分布・分子量測定システム	400				
小型超遠心機	500				

機器名	料金(円)/時間	料金(円)/回	料金(円)/1試料	料金(円)/リットル	備考
絶対PL量子収率測定装置	400				
誘導結合プラズマ発光分光分析装置 (ICP-AES)	900				4時間まで適用。それ 以上は一律3,600円
蛍光X線分析装置(XRF)	500				
熱機械分析装置	500				
時間領域核磁気共鳴装置(TD-NMR)	500				
食品・飲料対応pHメータ	200				
超純水・純水製造装置				100	
高速液体クロマトグラフシステム(HPLC)			1,000		フォトダイオードアレイ(PDA)検出器使用 時。エバポレート光散 乱(ELS)検出器使用 時は250円加算。
金属コーター		500			
オスミウムコーター		500			

※金額には消費税額及び地方消費税額を含む。

※1時間未満の端数が出た場合は、1時間あたりの利用料金の1/4の額を15分毎に加算する。

※機器分析センターが利用者の分析を代行する場合は、機器使用料に加え、代行料(2,500円×作業時間)を加算する。